



株式会社イタミアート

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社イタミアートと称し、英文は itamiarts inc. とする。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 印刷物の企画、制作、製造、製本
2. インターネットホームページの企画、制作、コンサルティング業務
3. 商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、ディスプレイデザイン、動画、コンピュータグラフィックの企画、立案、制作、管理及び販売
4. インターネットによる通信販売業務
5. カタログによる通信販売業務
6. 各種情報システム、ネットワークシステム、ソフトウェア、ハードウェア、データベース及びそれらの周辺機器の企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、使用許諾、保守、運用及びその代理業
7. インターネット通販に関連するシステム、ソフトウェアの企画、開発、運営及びその代理業、販売
8. インターネットホームページに関連するシステム、ソフトウェアの企画、開発、運営、販売
9. 印刷に関連するシステム、ソフトウェアの企画、開発、運営、販売
10. インターネットを利用した情報ネットワークの構築(企画・製作・開発)及び運営並びに加入者の募集
11. インターネットを利用した各種情報提供サービス
12. インターネットでの広告業及び広告代理業
13. 企業の広告宣伝、販売促進及びマーケティングに関する企画・制作及び販売
14. 各種イベントの企画、制作、実施、運営及び広告業
15. 各種イベントに関する景品、記念品の販売
16. 店舗の内装、外装、ディスプレイの企画、設計、施工、請負及び監理並びに建設コンサルタント
17. 乳幼児、児童等の保育及び教育事業
18. 前記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岡山市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5, 8 8 0, 0 0 0 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基 準 日)

第 9 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第18条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

- 第20条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。
- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、取締役会の決議によって選定する。ただし、代表取締役が1名のときは、当該代表取締役を取締役社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会長を1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名、選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議等の省略)

- 第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
- 2 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により

報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任限定に関する定め)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(常勤監査役の選定)

第30条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

- 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

- 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任限定に関する定め)

- 第34条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当会社は、毎年1月31日又は7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。
- 3 前項のほか、基準日を定めて配当金を支払うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、全て会社法その他の法令の定めるところによる。